

合同会社白石越河風力「(仮称) 白石越河風力発電事業環境影響評価書」に係る確定通知について

令和6年9月6日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

当省は、合同会社白石越河風力「(仮称) 白石越河風力発電事業環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、合同会社白石越河風力に対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた合同会社白石越河風力は、同条第2項の規定に基づき、宮城県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

1. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年 6月25日
環境大臣意見受理	平成30年 9月 7日
経済産業大臣意見発出	平成30年 9月14日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年11月 8日
住民意見の概要等受理	平成31年 1月25日
宮城県知事意見受理	平成31年 4月24日
経済産業大臣勧告発出	令和 元年 6月 3日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 3年 6月23日
住民意見の概要等受理	令和 3年 8月31日
宮城県知事意見受理	令和 3年12月27日
環境大臣意見受理	令和 4年 1月14日
経済産業大臣勧告発出	令和 4年 3月17日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和 6年 8月15日
環境影響評価書確定通知	令和 6年 9月 6日

問い合わせ先：電力安全課 一ノ宮、山崎
電話03-3501-1742(直通)